

令和6年度教育・保育施設利用料（保育料）

（単位：円）

（参考）国基準の保育料

【保育認定】階層区分		2号認定（3歳児以上）		3号認定（0.1,2歳児）	
		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	市町村民税所得割非課税	0円	0円	0円	0円
第3-2階層	48,600円未満	0円	0円	7,200円	7,200円
第3-3階層					
第4-1階層	48,600円以上77,101円未満	0円	0円	7,200円	7,200円
第4-2階層	48,600円以上57,700円未満	0円	0円	19,500円	19,800円
第4-3階層	48,600円以上77,101円未満				
第4-4階層	77,101円以上97,000円未満	0円	0円	23,600円	24,000円
第5-1階層	97,000円以上133,000円未満	0円	0円	29,300円	29,800円
第5-2階層	133,000円以上169,000円未満	0円	0円	35,100円	35,600円
第6-1階層	169,000円以上235,000円未満	0円	0円	41,500円	42,200円
第6-2階層	235,000円以上301,000円未満	0円	0円	48,000円	48,800円
第7階層	301,000円以上397,000円未満	0円	0円	63,000円	64,000円
第8階層	397,000円以上	0円	0円	81,900円	83,200円

保育短時間	保育標準時間	国基準と比較した 町独自の 減免割合
0円	0円	-
9,000円	9,000円	10割
19,300円	19,500円	10割
9,000円	9,000円	2割
19,300円	19,500円	2割
9,000円	9,000円	2割
29,600円	30,000円	3.5割
43,900円	44,500円	3.5割
		2割
60,100円	61,000円	3割
78,800円	80,000円	2割
		2割
102,400円	104,000円	2割

【教育認定】階層区分		1号認定（幼児教育のみ）
第1階層	生活保護世帯等（※）	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみの世帯	0円
第3-1階層	77,100円以下	0円
第3-2階層		
第4階層	77,101円以上211,200円以下	0円
第5階層	211,201円以上	0円

（※）生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

※税額は、父母の合算額となります。父母以外の家族が主たる生計者の場合は、生計主の税額を合算します。

◆要保護世帯とは… ひとり親世帯、障害者（児）、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金受給者のいる世帯

◆多子世帯の負担額軽減

区分	負担額	対象階層	3号認定
2人目	半額	6階層以上	小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する場合
3人目以降	0円		

◆要保護世帯等は、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆3号認定の3-3階層及び4-2階層から5-2階層までの世帯で、子どもの年齢にかかわらず2人目以降は0円です。

◆令和6年4月～8月分の保育料は、令和5年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆令和6年9月～翌年8月までの保育料は、令和6年度の町民税（所得割）の額により階層を決定します。

◆保育料の額は、国の基準額又は保育単価の改定に合わせ、見直しします。

◆申告等で町民税が減額になる場合は、保健福祉課子育て支援班にお知らせください。

※階層区分における町民税の見方 (毎年6月頃に送付されております)  の部分

町民税・道民税決定明細書																																																																			
行政区コード	納税者コード	世帯コード	通知書番号																																																																
<p>●公的年金からの特別徴収(天引き)の方法によって徴収する税額及び徴収月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収月</th> <th>特別徴収税額</th> <th>特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年10月</td> <td>円</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>年12月</td> <td>円</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>年2月</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>あなたが本年度において公的年金から特別徴収される額、かつ、前年度も引当金の引当金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収する。これにより、地方税法第321条の7の8の規定によって徴収します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収月</th> <th>仮特別徴収税額</th> <th>徴収月</th> <th>仮特別徴収税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年4月</td> <td>円</td> <td>年4月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年6月</td> <td>円</td> <td>年6月</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年8月</td> <td>円</td> <td>年8月</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種別	年10月	円	名称	年12月	円	種別	年2月	円		徴収月	仮特別徴収税額	徴収月	仮特別徴収税額	年4月	円	年4月	円	年6月	円	年6月	円	年8月	円	年8月	円																																				
徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種別																																																																	
年10月	円	名称																																																																	
年12月	円	種別																																																																	
年2月	円																																																																		
徴収月	仮特別徴収税額	徴収月	仮特別徴収税額																																																																
年4月	円	年4月	円																																																																
年6月	円	年6月	円																																																																
年8月	円	年8月	円																																																																
<p>●町民税及び道民税決定の明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税標準額</th> <th>町民税</th> <th>道民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合分</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>分離分</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>山林分</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>調整控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>配当控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>住宅借入金等特別税額控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>寄附金税額控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>外国税額控除額等</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>配当割額又は株式等譲渡割控除額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年税額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>公営企業となる</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>専従親又は姉妹</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>控除不足額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	課税標準額	町民税	道民税	総合分	円	円	円	分離分	円	円	円	山林分	円	円	円	調整控除額	円	円	円	配当控除額	円	円	円	住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円	寄附金税額控除額	円	円	円	外国税額控除額等	円	円	円	配当割額又は株式等譲渡割控除額	円	円	円	所得割額	円	円	円	均等割額	円	円	円	年税額	円	円	円	公営企業となる	円	円	円	専従親又は姉妹	円	円	円	控除不足額	円	円	円
区分	課税標準額	町民税	道民税																																																																
総合分	円	円	円																																																																
分離分	円	円	円																																																																
山林分	円	円	円																																																																
調整控除額	円	円	円																																																																
配当控除額	円	円	円																																																																
住宅借入金等特別税額控除額	円	円	円																																																																
寄附金税額控除額	円	円	円																																																																
外国税額控除額等	円	円	円																																																																
配当割額又は株式等譲渡割控除額	円	円	円																																																																
所得割額	円	円	円																																																																
均等割額	円	円	円																																																																
年税額	円	円	円																																																																
公営企業となる	円	円	円																																																																
専従親又は姉妹	円	円	円																																																																
控除不足額	円	円	円																																																																

給与所得等に係る町民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)			
所得区分	所得金額	課税標準額	税額
給与所得			
山林所得			
分離課税所得			
株式等の譲渡			
上場株式等の売却			
先物取引			
雑所得			
所得控除合計			
所得割額			
均等割額			
年税額			
公営企業となる			
専従親又は姉妹			
控除不足額			

※ただし、所得割額の控除の中で、「住宅借入金等特別税額控除」・「寄附金税額控除」・「配当控除」・「配当割額又は株式等譲渡割控除」・「外国税額控除」は、所得割額の控除対象となりません。

※詳しくは、保健福祉課子育て支援班(45-6501)へお問い合わせください。